

この様式は記入前であればコピーして使用することができます

健康保険
厚生年金保険

加入 ・ 脱退 証明書

健康 保 険	保 険 者 <small>(健康保険の名称)</small>			
	保 険 証 記号番号		保 険 者 番 号	
被 保 険 者 住 所				
	氏 名 <small>(生年月日)</small>	被 保 険 者 と の 続 柄	資 格 取 得 (扶 養 認 定) 年 月 日 ----- 資 格 喪 失 (扶 養 削 除) 年 月 日	備 考 <small>※被保険者及び配偶者のみ、基礎年金番号を記入してください。</small>
被 保 険 者	(年 月 日 生)	本 人	年 月 日 ----- 年 月 日 <small>(退職 年 月 日)</small>	被 保 険 者 の 基 礎 年 金 番 号
配 偶 者	(年 月 日 生)	配 偶 者	年 月 日 ----- 年 月 日	配 偶 者 の 基 礎 年 金 番 号
配 偶 者 以 外 の 者	(年 月 日 生)		年 月 日 ----- 年 月 日	
	(年 月 日 生)		年 月 日 ----- 年 月 日	
	(年 月 日 生)		年 月 日 ----- 年 月 日	
	(年 月 日 生)		年 月 日 ----- 年 月 日	
被 保 険 者 の 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 へ の 加 入 に 伴 い、被 扶 養 者 が 脱 退 す る 場 合 は、左 欄 に「○」を 記 入 し て く だ さ い。				

(宛先) 京都市 区長

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

(保険者又は事業所) 所 在 地

名 称

代表者氏名

電話 () ー (担当者:)

【記入について】

- この証明については、必ず全てを保険者又は事業所で記入してください。内容確認のため問合せをする場合があります。
- 退職による脱退の場合、退職日の翌日が資格喪失年月日です。
- 被保険者の後期高齢者医療制度への加入に伴い、被扶養者が脱退する場合は、被保険者本人の75歳の誕生日が資格喪失年月日です。

国民健康保険等の加入・脱退手続について

退職や就職に伴い、次の事由に該当した場合は、**14日以内**に、国民健康保険等に係る届出が必要です。

<ul style="list-style-type: none">・お勤め先の健康保険の資格を喪失した場合・被扶養者の認定が除外された場合	退職後すぐに就職等で職場の健康保険へ加入される場合や、ご家族の健康保険の被扶養者認定を受ける場合等を除いて、 国民健康保険（以下「国保」という。）への加入手続が必要 です（※1・※2）。 * 国民年金への加入 （厚生年金等から国民年金への切替え）手続も必要です。
<ul style="list-style-type: none">・お勤め先の健康保険の資格を取得した場合・被扶養者に認定された場合	国保の 脱退手続が必要 です。 * 国民年金の喪失（厚生年金等への切替え）手続は、お勤め先でされますので不要です。

※1 事業所で一定期間以上健康保険に加入していた方は、退職後 20 日以内に申請すると、引き続き 2 年間は在職時の健康保険を任意継続することができます。詳しくは、住所地を管轄する全国健康保険協会（協会けんぽ）の都道府県支部又は加入していた健康保険組合等にお問い合わせください。

※2 ご家族の方が国民健康保険組合に加入しておられる場合は、健康保険はそちらに加入しなければなりません。

1 届出先（国保への加入・脱退、国民年金への加入手続）

住所地の区役所・支所保険年金課（京北地域にお住まいの方は、京北出張所）※京都市以外にお住まいの方は、住所地の市役所・役場

2 必要書類

(1) 加入・脱退証明書（裏面の証明書）

※ 国保を脱退する場合、「加入・脱退証明書」の代わりに、脱退する方全員の新しい健康保険の保険証でも可。

〔マイナンバーによる情報連携が開始されておりますが、これまでから実施している保険証の即日交付等の窓口サービスを確実に実施していただくため、引き続き、添付書類（証明書等）の提出にご協力をお願いいたします。〕

(2) ①手続する方のマイナンバーカード

又は

②手続する方の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）及び

マイナンバー確認書類（通知カード等）

※ 通知カードは、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。

※ 代理人が来庁される場合は、委任状が必要になります。



国保に加入する場合

(3) すでに世帯の中で国保加入中の方がいる場合、
国保の世帯主の保険証

（国保の世帯主を変更する場合は全員の保険証）

国民年金加入用

(4) 年金手帳又は基礎年金番号通知書（60歳未満の方のみ）

国保を脱退する場合

(3) 脱退する方の国保の保険証、高齢受給者証、
限度額認定証等

（国保の世帯主を変更する場合は全員の保険証）

※ 就職等の場合は、国民年金の手続は不要です。ただし、口座振替を利用されている方は、金融機関又は年金事務所で口座振替停止の手続が必要となります。

◆国保の加入・脱退手続が遅れると…

国保加入の手続が遅れても、保険料は退職日の翌日の属する月までさかのぼって納めていただかなくてはなりません。なお、届出が遅れたことにやむを得ない理由があると認められた場合を除き、加入届出の日までに支払った医療費は、全額自己負担となります。

また、国保の資格喪失後も届出をしないで国保の保険証を使用すると、国保で負担した医療費等は、返還していただくことがありますので、ご注意ください。

◆保険料の納付には便利な口座振替をご利用ください。

京都市国保に加入される方で、保険料納付に口座振替を利用される方は、加入手続時に預(貯)金通帳と預(貯)金通帳の届出印をご用意ください。また、次の金融機関に口座をお持ちの方は、キャッシュカードを窓口にお持ちいただければ、預(貯)金通帳の届出印がなくても口座振替の申込を行うことができます（受付時に暗証番号を入力していただきます。カードによっては、ご利用いただけない場合がございます。）。

【対象金融機関（令和5年3月現在）…京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行、滋賀銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都市農業協同組合、京都農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都府信用農業協同組合連合会】